

市長記者会見資料
平成29年(2017年)11月28日
総務管理室総務課(島瀬:内線2402)
中核市準備室(上田:内線7090)

## 中核市移行に伴う条例議案等における市独自基準について

### 1. 明石市屋外広告物条例

- (1) 改正区分  
新規制定
- (2) 明石市独自基準の規定  
特別規制地区の指定及び許可基準の付加

(概要)

地域特性を生かした良好な景観の形成に向け特段の規制を行う必要がある地区を「特別規制地区」として指定し、当該地区固有の許可基準をもって許可を行う制度を新たに設ける。

### 2. 明石市廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例

- (1) 改正区分  
新規制定
- (2) 明石市独自基準の規定  
条例の対象となる施設について、県条例が対象としている産業廃棄物に加え、一般廃棄物処理施設等を対象とする。

(概要)

廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整を図るため、廃棄物処理法に規定する手続の開始前における関係住民への説明義務等を定めることにつき、県条例の対象にない一般廃棄物処理施設についても紛争の可能性があることから対象とする。

### 3. 規則等による主な市独自基準について

#### (1) 社会福祉施設の設置における基準

- ① 身体拘束の廃止や虐待防止、権利擁護に係る研修の実施

(対象施設)

軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援、指定障害福祉サービス事業所、障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

## ②非常災害対策（物資確保）

### （対象施設）

軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、居宅サービス、介護予防サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、指定障害福祉サービス事業所、障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

## （２）食品衛生営業許可基準

### ①臨時出店

#### （対象）

B-1 グランプリ、夏祭り、市民まつり、学園祭等での屋台出店

#### （県の状況）

次の両方に該当する場合のみ「臨時出店届」の提出により出店できる。  
○社会通念上、営業と認められない範囲で簡易な施設を設け食品を提供する場合  
○出店が1年に1回、かつその日数が連続して3日以内である場合

#### （市の対応案）

出店者が一般の地域住民か店舗経営者かに関わらず、次の要件を満たす場合、「臨時出店届」の提出により出店できる。  
○公共的目的※を有する行事での出店であること  
○出店が1年に1回、かつ連続して5日以内であること

※「公共的目的」…地域活性又は地域交流や親睦を深めることを目的とした、地方公共団体をはじめとする公共的団体や住民団体が関与する行事又は学校、社会福祉施設等が関与する行事

### ②こども食堂

#### （対象）

福祉目的の食事提供行為

#### （県の状況）

こども食堂を実施するためには営業許可の取得が必要（ただし、料理教室形式の場合は不要）

#### （市の対応案）

こども食堂を開設、運営しやすい環境の整備及び食品の安全性確保を目的とし、「児童福祉の一環」「実費のみ徴収」「対象者限定」に該当する場合は、次のとおりとする。  
○営業許可の取得は不要  
○食品の安全性確保を目的として「食品衛生管理指針」を作成し、食事提供行為の実施者に対し、講ずべき衛生管理の徹底を図る。